

奨学資金貸与契約書

日南町長
債 務 者
(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)に対し、
年度日南町人材育成奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与する
ものとし、次の条項により契約を締結する。

- 第1 甲が乙に貸与する奨学資金は、金 円とする。
第2 奨学資金は、年額を一括して交付するものとする。
第3 乙は、人材育成奨学資金貸与条例及び同施行規則を遵守するものとする。
第4 乙は、前条に定めるもののほか、甲が必要とする報告をし、その他の調査を受け、その指示に従うものとする。
第5 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務に必要な手続をとるものとする。
第6 本契約に規定のない事項については、甲の定めるところによるものとする。

上記契約を証するためにこの契約書2通を作成し、甲、乙各1通所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 鳥取県日野郡日南町霞800番地
氏 名 日南町長 ⑩・

乙 住 所
氏 名
電話番号 () ー

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩・
生年月日 年 月 日
職 業 ・本人との関係 ()
電話番号 () ー

連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
職 業 ・本人との関係 ()
電話番号 () ー